

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第17回全体会 議事録

日時：平成28年10月31日（月）15：00～17：00

場所：白山会館 大平明浄の間

議事（1）会長および副会長の選出

（事務局 司会）

それではこれより次第に従いまして議事に移らせていただきます。

議事の（1）の会長、及び副会長の選出になります。まず、初めに会長の選出です。会長の選出ですが、新潟市障がい者自立支援協会設置要綱第4条第2項によりまして、委員の互選により決定する事となっております。最初の方法は委員の皆様からのご推薦により行いたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（障がい福祉課長）

障がい福祉課長の田中でございます。皆様から推薦のお言葉がなかったので、事務局案ということで、お話しをさせていただきたいと思うのですが、事務局案といたしましては、東区自立支援協議会の会長であります広岡委員を推薦したいと思っております。広岡委員におかれましては日中活動施設、移動支援、相談支援事業、障がい児通所施設等を運営する社会福祉法人の理事長であるほか、知的障がい者相談員としてもご活躍して頂いている方ということで、ふさわしいのではないかとと思っておりますが、いかがでしょうか。

（拍手）

（事務局 司会）

皆様からの拍手がありまして、ご賛同いただいたという風に受け止めさせていただきたいと思えます。

よって会長につきましては広岡委員に決定ということにさせていただきます。これからの議事につきましては、協議会設置要綱6条第1項により、広岡会長に議事進行をお渡ししたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。では座席の方をお移りいただきまして、そちらからお願いしたいと思います。

それでは広岡会長に一言ご挨拶いただきまして、議事の進行をお願いします。

（広岡会長）

只今、ご推薦頂きました広岡です。私は、いぶきサポート協会を運営しておる次第ですが、皆さんベテラン諸先輩方を差し置いて、非常に恐縮ではありますけれど、ご推薦頂きまして、新潟市の障がい福祉の発展の為に、微力ではありますけれども皆さんのお役に立てればと思ひ、今回お引き受けしました。皆さんのお力、ご協力を頂いて、この会を運営していきたいと思ひますので、是非今後ともよろしくお祈いしたいと思ひます。よろしくお祈いします。

（拍手）

(広岡会長)

次に副会長の選出ですが、副会長は新潟市自立支援協議会設置要綱第4条第4項により、委員のうちから会長が指名することとなっております。私といたしましては、今年度西区自立支援協議会の会長になりました海老委員を選出したいと思っております。海老委員は現在、身体障がい者を主とした入所施設サービス管理責任者であります。また過去には相談支援専門員として新潟市の相談支援事業に携わっていらっしゃったこともあり、本当に適任だと考えます。海老委員、いかがでしょうか？

(拍手)

(広岡会長)

ありがとうございます。只今、ご承諾いただきましたので、海老副会長から一言ご挨拶をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

(海老委員)

只今、会長からご指名頂きました海老と申します。微力ではありますが、会長をサポートしながら協議会の発展に努めてまいりたいと思っております、今後ともよろしくお願いいたします。

議事（2）新潟市障がい者地域自立支援協議会について

(広岡会長)

それでは議事（2）にあたります新潟市障がい者地域自立支援協議会について、に移ります。

障がい者地域自立支援協議会、委員の再編成後の初めての全体会となりますので、まず新潟市障がい者地域自立支援協議会について説明していただきたいと思っておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

(事務局 障がい福祉課介護給付係長)

はい、障がい福祉課介護給付係山田と申します。私どもの介護給付係で、新潟市障がい者地域自立支援協議会の事務局を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事の（2）新潟市障がい者地域自立支援協議会について、お手元の資料1に基づきご説明をさせていただきます。

新潟市障がい者地域自立支援協議会は、資料1－3としてお配りしてあります新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱に基づいて、障がいの有無に関わらず普通に暮らせる地域社会の実現を目的に、相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉に関するシステム作りに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、新潟市と区に設置し、処遇困難事例の対応を始め、地域の関係機関によるネットワーク構築、社会資源の開発及び改善、障がい福祉サービス利用にかかる相談支援事業者の中立公平性確保のための運営評価、地域生活の支援体制の充実に向けた地域課題への対応、障がい者計画などの進捗

状況の報告、評価及び進行管理に関することについて、協議を行う場となっております。

資料をおめくりいただきまして、図がございます。新潟市障がい者地域自立支援協議会組織図をご覧いただきたいと思います。

新潟市障がい者地域自立支援協議会の組織と役割について、ご説明いたします

まず今日の全体会のことでございますが、協議会の活動実績の確認や意思確認、必要に応じて支援の施策提案を行う役割を担うところでございます。

そして一番下のところになるのですが、各区の自立支援協議会におきましては、個別支援会議の開催や地域課題の把握を行うことで、協議会運営のエンジンの役割を担うこととなります

障がい者地域自立支援協議会の運営事務局会議につきましては、その下の区の自立支援協議会報告会と連携して地域課題の現状把握と情報の共有の役割を担うところでございます。

あともう一つ、今ほど説明しました組織の他に全体会で承認を受けまして、専門的に調査研究を行う専門部会といたしまして、現在、特別支援学校生徒の進路調査、調整などに関する課題解決を目的に特別支援学校の進路検討部会を設置してございます。特別支援学校の進路検討部会の設置の経緯や検討状況につきましてはお配りいたしました資料1-2新潟市障がい者地域自立支援協議会専門部会特別支援学校の進路検討部会をご参照したいと思います。この部会については平成24年度より設置をしてございます。今年度、部会におきましても、就労移行支援事業の暫定支給の実施を踏まえて課題整理を行い、次年度実施に向けた検討をこれより行ってまいります。部会の経過につきましては、次回の全体会で報告させていただく予定でございます。

簡単ではございますが、新潟市障がい者自立支援協議会についての説明を終わらせていただきます。

(広岡会長)

はい、ありがとうございました。それでは新潟市障がい者地域自立支援協議会について只今の説明また、ご意見、ご要望等ありましたら質問を受けさせていただきたいと思います。

はい、いかがでしょうか。

只今の事務局の説明についてなにかご意見、ご質問等ございませんか。

(貝沼相談員)

すいません。委託事業者側からでもいいでしょうか。

(広岡会長)

はい、よろしいですね、どうぞ。はい

(貝沼相談員)

ありがとうございます。委託事業者ということで基幹相談支援センター西で相談員をしております貝沼といいます。さきほどの組織図の説明のところ専門部会が新潟市は特別支援の検討部会が一つありますとお話を伺ったところなんです、その下にあります相談支援連絡会というのはどのように今、なっているのかなというところをお聞きしたかったのですが。

(広岡会長)

いかがでしょうか、事務局。

(障がい福祉課介護給付係長)

はい、相談支援部会からの連絡会につきましては今までの委託相談という体制をとっていた時期に定期的に行われていた連絡会議でございます。現在については基幹相談支援センターが平成 27 年に設置されたことに伴い、今後のあり方を考えていきたいと思えます。

(貝沼相談員)

ありがとうございます。

先ほどの説明のところ、協議会の設置要綱の(第 2 条)協議事項が(1)から(7)までありますが、この専門部会という特別支援進路検討部会というのはこの 7 つの中でいうどこの取り扱いの協議、調整という風に位置づけられるのでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係長)

部会につきましては、第 7 条でも改めて設置の要項を載せてるところなんですけど、この部会、進路検討部会のところについて当てはまるものとしますと (5) 地域生活の支援体制の充実に向けた地域課題への対応に関することとお考えいただければと思います。

(貝沼相談員)

ありがとうございました。

(広岡会長)

はい、よろしいでしょうか。他にご質問ご意見ございますか。

まだ少し時間があるので少し私の方から質問させていただきたいのですが、進路検討部会において本年度この資料が資料 1 - 2 ですが、今年度暫定支給による就労アセスメント実施したということなんですが、実際に行ってみて、どんな課題があったのかとか、こんな問題があったとか、こんなことが良かったみたいなこととかありましたらちょっと教えていただきたいのですが。

江南区の委員でもあります江南高等特別支援学校の菅原委員いかがでしょうか。

(菅原委員)

はい、当校 3 年生 48 名おるんですけども、そのうち暫定支給のアセスメントを受けた生徒が 15 名おりました。現在受けている生徒もいるんですけども、主に動き出したのが 2 年生の 3 学期ですね、2 月、3 月のころから手続き等進めて参りましたが、これまで良かったなというところは、本人、保護者の意識的なところで早いうちから進路を考えるというところでとても良かったかなと思っております。

課題というところでは、まだ動いている途中ですので、これから振りかえりをするとともに、まとめていかなくはいけないかなと思っているところですけども、細かい手続き、他校との調整などというところがこれからまた出てくるのかなというところです。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。

これに関してでも結構ですし、他の意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

それでは、議事の(2)新潟市障がい者自立支援協議会については、この辺で終わらせていただきまして、次の議事の方に移りたいと思います。

(3) 区自立支援協議会の取り組み・成果について

(広岡会長)

(3) 区自立支援協議会の取り組みの成果について、区より説明していただきたいと思います。

全区で8区ありますので、4区毎に区切りまして質疑等を受けたいと思います。先ず、4区の最初といたしまして、北区から順番に報告をお願いしたいと思います。

それでは北区の方、よろしくお願い致します。

(北区健康福祉課障がい福祉係長)

北区役所健康福祉課障がい福祉係の杉本と申します。よろしくお願い致します。

それでは、資料の2になりますが、北区の今年度に入ってからの上半期での特徴的な取り組み成果及び下半期の今後の計画についてご報告いたします。

まず、特徴的な上半期の取り組み成果についてですけれども、第一に平成28、29年度の北区の地域課題の抽出及び検討をいたしました。まず、各委員の方々から困難ケース、課題を提出していただき、今年の8月の協議会において北区の地域課題として16件の取りまとめを行いました。そして9月以降は、協議会として何か工夫解決できることはないかということで、検討、検証してまいります。

第二に介護保険制度の研修会の開催計画です。今年で3年連続3回目となりますが、障がい者が高齢となられ、障がい福祉サービスから円滑に介護保険サービスに移行するに当たって制度間の継続支援の評価の必要性があるという北区の地域課題から、研修会を今年度も開催いたします。

第三に新潟市障がいがある人もない人もともに生きるまちづくり条例の説明会についてです。

当該説明会を平成28年7月25日に北区の協議会として基幹相談支援センター西から講師をお招きし、開催いたしました。当日は協議会委員15名、委員所属事務所職員3名、北区健康福祉課職員3名、が出席し、条例について説明会を行いました。

続いて下半期の計画についてということです。2点説明いたします。第一に北区の地域課題の検討検証についてです。先ほどの16件について今後丁寧に検討検証して、なにか工夫できることはないか探っていこうと思います。第二に研修会についてですけれども、今年度はシンポジウム形式で平成29年1月23日午後2時からということで豊栄地区公民館2階大講堂で研修会を開催すると前回のケース会議で決定いたしましたところ。対象は北区の事業所となりますけれども、各区の障がい福祉係長及び基幹相談支援センターにはご案内していこうと思います。以上北区の特徴的な取り組み成果等についてですがご報告いたします。よろしくお願い致します。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。北区でした。
それでは次に東区の方お願いいたします。

(東区健康福祉課障がい福祉係長)

東区健康福祉課の生浦と申します。皆さまよろしくをお願いいたします。

東区では年四回の協議会がございまして、今年度上半期はお手元の資料2にございます、三つのこと、ピアサポーターによる普及啓発活動 in 東区、ケース検討会、相談事業所連絡会を開催いたしました。

一つ目のピアサポーターによる普及啓発活動 in 東区でございますが、こちらは障がいがあるとなかろうと住み慣れた地域で安心して暮らして行こうという中で、もっと障がいについて理解を深めなければならぬと感じていたときに、こころの健康センターからお声掛けいただきまして、共催というかたちで開催した研修会でございます。研修会では精神障がいをお持ちの方ご本人から、ご自身の言葉で感じていることや、思っていること、地域で暮らしていることの体験を直接お話ししていただきました。普段福祉分野にかかわっている方、障がい福祉の分野だけではなく、今回は高齢福祉の分野にかかわっている方にもご案内申しあげまして、57名の方からご参加いただきました。事後アンケートでは9割強の方から障がいの理解に繋がったという結果を得ております。

二つ目ケース検討会ではございますが、こちらは協議会のない月に開催しております。

処遇困難ケースで主に支援に当たっている方が他の協議会委員から情報やアドバイスをもらうということはもちろんではございますが、これまでに検討した件数がだいぶ増えてきておりますので、現在はどうなケースが処遇困難となりやすいのか、制度やサービス量によるものなのか、支援側の能力によるものなのか、あるいは当事者のご家族などの周囲の方の意識によるものなのか、といったところを整理する作業を進めている途中でございます。その整理の中から東区の課題抽出に結び付けていこうということで取り組んでおります。

3つ目は相談事業所連絡会です。こちらは基幹相談支援センター東に中心になっていただきまして上半期は2回開催いたしました。相談事業所の情報交換やネットワーク作りを目的としておりますが、上半期は移動支援について意見が多く出まして、各区の自立支援協議会報告会で報告申し上げたところがございます。

下半期、今後の取り組みでございますが、先ほど申し上げました相談事業所連絡会の開催を継続いたします。またケース検討会につきましては、整理・抽出した課題について、東区内で解決できるものについてはその解決策の検討を続けて参ります。また12月中旬には東区健康福祉課の中にこども支援係という係があるのですが、そちらと協力しまして、学校で発達障がいのあるお子さんがどのように過ごされているのか、その実態について知る研修会を開催することを計画しております。東区は以上であります。

(広岡会長)

はい、ありがとうございました。続きまして中央区お願いいたします。

(中央区健康福祉課障がい福祉係)

中央区健康福祉課障がい福祉係の瀬戸と申します。

まず特徴的取り組み成果、一つ目の成年後見制度説明会実施についてです。平成 28 年 7 月 13 日に新潟市総合福祉会館で新潟市成年後見支援センター石本様を講師としてお迎えし、区、社協職員、特別支援学校先生、計画相談支援事業所の方々など 16 名の参加のもと実施いたしました。日常業務の中で福祉サービスが必要な方にも関わらず、ご本人様の能力判断が低下していて、自分で申請などの手続きが出来ないなどの場面に遭遇することがあります。そういった場面において個別ケースを適正に把握し、必要に応じて成年後見制度のご案内が出来るようになるなどの基礎知識習得を目的として開催させていただきました。

続きまして二つ目、障がい者デイサポートセンター明日葉及び障がい者福祉センター見学の実施についてです。障がい者デイサポートセンター明日葉についても同じ平成 28 年 7 月 13 日開催しております。明日葉は地域活動支援センターⅡ型施設で、リハビリや、入浴のできる施設です。機能回復訓練施設、多目的ホール、入浴施設、プールなどを案内していただき概要説明をいただきました。こちらの見学においても日常生活で支援者側が相談者などに対し、適正な案内が行えるなど、さらなる知識の向上を目的として実施いたしました。

三つ目、保護観察所の業務説明および地域生活定着支援センター業務説明会の実施についてです。保護観察所の業務説明については講師として新潟保護観察所の青木様をお迎えし、また地域生活定着支援センターの業務説明会の実施については、新潟県地域生活定着支援センターの本多様と高橋様を講師としてお迎えしました。刑務所を出所し障がい福祉サービス利用が必要になった方もいる中、どうしたら地域で自立した生活が送れるか、その為に司法と福祉が円滑に連携していくことが重要です。福祉サービスの提供も重要ですが、他部所とも連携も重要であることを学ぶことができました。こちらについては先日 10 月 12 日に開催しておりますが、本日この場で発表させていただきました。

四つ目の地域課題についてですが、6 月のケース会議について、計画相談事業所の方から二つ報告がありました。一つ目は介護保険に移行される方、された方についてという課題、二つ目は障がい児のいる母子世帯と関わる中での課題についてということです。

今後の計画についてですが、引き続き地域の課題の検討を継続していき、また、関係機関との情報共有及び連携を図って行きたいと考えております。以上中央区からの説明を終わります。

(広岡会長)

はい、ありがとうございました。

続きまして江南区の方お願いいたします。

(江南区健康福祉課障がい福祉係長)

江南区役所健康福祉課障がい福祉係の大坂と申します、よろしく申し上げます。

平成 28 年度上半期分の特徴的取り組み・成果の主なものについてご説明申し上げます。初めに保護者向け福祉サービス説明会の実施でございます。5 月 12 日江南高等特別支援学校で説明会を実施いたしました。生徒の活動の幅を広げ、生活を充実させることができるサービス、保護者の負担を軽減させることができるサービス、サービスを利用するための手続きなどについて説明をおこなったほか、基幹相談支援センターの業務紹介や、障がい福祉課職員による障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の説明がございました。次に、介護保険研修会の実施でございます。7 月 6 日に、江南区にあります

地域包括支援センター三か所の職員と、江南区の自立支援協議会とで研修会を行いました。サービスの調整・連携といった部分で、支援者のいわゆる顔の見える関係作りにも役立った研修でございました。

次に、障がい児のための放課後サービスガイドブックの作成です。昨年度に引き続き平成28年度版のガイドブックを作成いたしました。本日皆様にお配りいたしましたので後ほどご覧ください。

次に地域課題の検討でございます。ケース検討会の開催を通じて、関係機関との情報共有及び連携を図って参りました。

つづきまして下半期の取り組みでございます。はじめに、障がい児支援セミナーの開催でございます。学校に在籍する児童生徒の地域生活支援の充実に向けた取り組みを推進するために、江南区の障がい児支援に携わる学校の先生や事業所の方を対象に、12月26日にセミナーを開催いたします。障がい福祉サービスを知っていただき、教育と福祉が協力しあい、地域生活支援のために活用していただく機会といたします。

次に地域課題の検討の継続です。引き続き江南区の課題についてケース検討会等を通じ、関係機関と一緒に協力し、課題解決に取り組んでまいります。

次にガイドブックの活用です。障がい児のための放課後サービスガイドブックについては、障がい児の福祉サービスの入門編といたしますか、放課後等デイサービスとひまわりクラブの違いをはじめとして、制度、概要などがまとめられています。広く利用していただけるよう、様々な関係者への配布や、先ほどの障がい児支援セミナーでもテキストに用いるなど、このガイドブックの活用を図ってまいります。

江南区の説明は以上でございます。

(広岡会長)

はい、ここで4区の説明が終わりましたので、質問を受けさせていただきます。

ご質問ある方はお名前等の後ご質問をお願いします。

(長谷川委員)

長谷川です。よろしく申し上げます。中央区報告で、保護観察所や地域生活定着支援センター、初めてこのセンターを聞いたのですが、地域でこういうことをやっているのは素晴らしいと思いました。

それからもう一つ、条例のことですけれど、共に生きるまちづくり条例説明会を北区、江南区、西蒲区などでやっているということですが、他の区でも、全部の区でもやってほしいと思います。全国的にもすばらしい条例ということで有名になりましたので、ぜひ皆さん、説明会を活発にやってほしいと思います。

(広岡会長)

中央区の地域生活定着支援センターの業務説明会の実施ですが、こちらの方は、委員として本多委員がいらっしゃいますので、地域生活定着支援センターのピーアールも含め、本多委員からお話いただければと思います。

(本多委員)

地域生活定着支援センターの本多です。内容としては保護観察所と地域生活定着支援センターの業務

説明を行いました。今、矯正施設に知的障がいもしくは疑いを含む方が 25%くらい入所されていると。刑務所に入所すると CAPAS という IQ 検査を行うんですが、その結果でその数字が拾えているといえます。ただそこには、精神障がい、身体障がい、発達障がいは含まれてませんので、実質障がいをお持ちの方はもっといるんじゃないかということです。

障がい者は横ばいというか、それほど増えていないけれど、高齢者が増えているということで。こういう方々が地域で暮らすためにはハードルが高いので、殆どの方たちが、ちゃんと福祉につなげることで地域で他の障がい者の方たちと変わらず生活できるんですけど、運悪く、福祉の支援をすり抜けて、支援を受けられなかった方が多いと。25%の中で療育手帳を取得しているのはわずか6%ということで、そういう状況なんです。

地域生活定着支援センターは全国にありまして、ちゃんと福祉支援につなげることで再犯率も1割に抑えられているんです。9割の方は普段皆さんが行っているような、特別な福祉ではなくて普通の支援をおこなうことで普通の生活ができるという状況です。難しいケースもあるんですが、地域の皆さんからご協力を頂くことも多いかと思いますがよろしくお願いします。

(広岡会長)

ありがとうございます。

共に生きるまちづくり条例の説明会は他の区でも実施していたと思うんですが、いかがでしょうか。

(障がい福祉課共生社会推進担当係長)

全ての区で説明会はさせて頂いているんですが、北区と西蒲区だけ1時間程度のちょっと長い枠を取って説明会的にやっているということで配布の資料に記載させて頂いています。他の区については各区の自立支援協議会の中で20分とか30分とか時間を取って説明をさせて頂いています。

(広岡会長)

ありがとうございます。以上2点につきましてはよろしいでしょうか。他にございますでしょうか。各区特色がある取り組みをされて、非常に考えさせられるところも多いですが、他によろしいですか。なければ続きまして、残りの4区から報告いただきたいと思います。それでは秋葉区お願いします。

(秋葉区健康福祉課障がい福祉係長)

はい、秋葉区の健康福祉課障がい福祉係の岡村と申します。よろしくお願い致します。

秋葉区の取り組みを報告させていただきます。

秋葉区では今年度の協議テーマについて意見交換を行い、3つの柱を決めさせていただきました。

1つ目は障がい者の高齢化です。障がい者の高齢化が進む中で継続した障がい福祉サービスの利用や介護サービスの引き換え、併用、又は社会参加、就労などについて課題を出し合い、事例などを踏まえた勉強会、研修会を行います。

2つ目は、障がい児支援でございます。発達支援が必要な児童に対して、それぞれのライフステージに応じた支援と家族支援を含めたトータル的な支援等について、保育園、幼稚園そして小学校、中学校の障がい児に関わる職員を対象としてセミナー、勉強会を開催し、共通理解を図り、教育と福祉の連携強

化を図るものです。

3つ目は、障がい者の社会参加です。障がい者の社会参加や障がい者を理解し、地域の受入れについてのどのような方法、手段、取り組みを行っていくのか、現状を把握し、検討していきます。

続いての取り組みですが、地域課題の検討として 痰吸引が必要な方を受け入れてくれるショートステイサービスの受け入れ先がなかなか見つからないという意見がありましたので、関係者で実態調査を行い、今後検討してまいります。

続いて今後の計画でございます。障がい者の高齢化ワーキンググループは、ケアマネージャーなどを対象として研修会を開催します。詳しい内容は今後検討していきますが、障がいサービスと介護保険との適応関係や、高齢障がい者の方の社会参加等の事例紹介を考えております。開催日時は平成 29 年 1 月を予定しております。続いて障がい児支援ワーキンググループです。ライフステージをまたぐ事例をもとに各機関の連携、協働、そして福祉と保育、教育の機能、体制、制度の理解について座談会方式で学べる内容です。昨年は小・中学の先生方を対象としていましたが、今年は保育園、幼稚園の先生方を対象として行う予定です。開催日時は 12 月 26 日曜日午前、秋葉区役所で開催します。続いて障がい者社会参加ワーキンググループです。施設通所者の社会参加促進などをテーマとして検討していきますが、実態把握のため、区内の通所事業所へ地域との交流についての内容で調査を行っております。今後この調査結果をもとに、障がい者を理解し、地域での受入れについてのどのような形、やり方、手段があるのか検討していきます。続いて地域課題の検討です。痰吸引が必要な障がい福祉サービス利用者について、毎月のケース会議で検討し、これから痰吸引等の医療ケアの必要な方の実態把握のために、相談事業所等への照会、また、生活介護等の通所施設等に受け入れ可否の基準について照会を行う予定です。

最後に特色ある区づくり事業ですが、秋葉区ではこれまでも行ってきました障がい者支援事業を継続拡充し、大きく 3 つの事業を新年度行う予定です。一つは障がい者チャレンジ支援です。障がい者の職場体験事業ですが、区役所内、又は秋葉区内事業所・企業において、障がい者の職場体験事業を行います。2つ目は「あきはステップファーム」です。大麦やサツマイモなどを施設利用者と地域に通う保育園児またボランティア学生と一緒に栽培や収穫、加工を行い、交流を深めていながら、障がい者の就労支援や農業体験を活用した子育てを行うものです。3つ目は、各施設の授産品販売の支援を行いたいと考えております。こちらの方は、現在、施設や関係者と事業実施に向けて協議中でございます。

以上秋葉区の報告でした。

(広岡会長)

はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、南区お願いします。

(南区健康福祉課障がい福祉係長)

南区健康福祉課障がい福祉係の呉井と申します。よろしく申し上げます。

南区の特徴的な取り組み、成果といたしまして、平成 28 年、29 年度の南区の地域課題の抽出を行いました。委員からは沢山の意見が出されましたが、大きく 6 つにまとめ、順番を付け、進行管理を行ってまいります。6 つの課題ですが、一つ目が包括ケアシステムの勉強会。包括ケアシステムは、児童から障がい者、高齢者すべての人が対象であるので、勉強会をしたらどうかということで、第 2 回目に委員

である包括支援センターの委員を講師に勉強会を行いました。

2つ目、障がい児の問題点について。早期療育の必要性や早期の家族支援が重要だと考え、支援する側の連携を強化するため、今後どうしたらよいか。

3つ目、ライフステージごとの課題整理。人生のそれぞれの問題、課題はライフステージごとに変わっていきます。その課題の整理をして、南区で対応できること、できないことを把握し、南区の強み、弱み、または足りない機能を補うためにどうしたらいいのか。

4つ目、精神障がい者の差別、偏見をなくすために、周りが精神障がいの正しい病識を理解する必要があります。まだまだ理解してもらう事が難しいので、病気の啓発が必要ではないか。精神障がい者からどんな困りごとがあるのか、声を聴けるといいのではないか。

5つ目、災害時における障がい者の避難について。現状の体制や対策、実情や要援護者名簿について自治会によって進んだ取り組みをしているところもあるなど、差があるので、実態と活用について把握が必要である。

6つ目、計画相談支援事業者を増やすために。こちらは前回から取り組んでいます。声を上げ続けることが重要だということで、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えています。

次に就労支援ということで、特色ある区づくり事業についてです。南区では特色ある区づくり事業で障がい者農業体験事業と地産地消につなげる障がい者自立促進事業、また、区独自で大麦プロジェクトの3つの事業に取り組んでいます。障がい者農業体験事業は、障がい者に農業体験をしてもらい、種まきから収穫まで作業を通じ、食についての理解と農業に関心を持ってもらい、農業分野への就労支援に繋がりたいということで2年目の事業です。本年度は農業体験で育てた野菜を、少しではありますが、障がい者が直接販売し、お金を得る喜びを感じてもらっています。2つ目と3つ目の事業は、南区で栽培された野菜や果樹、大麦を障がい者施設が加工して販売し、施設の収益を上げることで障がい者の自立に向けた活動を促していくという事業です。いずれも本年度の新規事業です。自立支援協議会での情報の共有と意見をいただきながら事業を進めていきたいと考えております。今後の計画につきましても先ほど取り組みで説明しました6つの課題について検討と検証を行ってまいります。就労支援、自立に向けた活動支援につきましても引き続き、自立支援協議会への情報の共有と意見をいただき、特色ある区づくり事業が、より良い事業となるよう進めてまいりたいと考えています。以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。続きまして西区お願いいたします。

(西区健康福祉課障がい福祉係長)

はい、西区の健康福祉課障がい福祉係榎本です。よろしく申し上げます。

西区の上半期の特徴的取り組み成果につきましては、資料にあります通り三つの大きな取り組みがあげてあります。一つは事業所別連絡会議の開催。こちらは、西区の方は比較的事业所が多い区でもありますので、全事業所が集まってということではなく、サービス形態ごとに事業所さんに集まっておきまして、日ごろの情報共有でありますとか、その事業を通しての課題とかそういうものを抽出していただく場ということで開催しているものです。上半期の方は4月から9月まで3グループで3回開きました。2つ目、相談支援事業所会議の開催。こちらは逆にケースから区の課題を抽出していただくという

切り口で、相談支援事業所及び行政で開いているケース会議になるものであります。ケースを通じて区の課題を拾うということをやっている取り組みでございます。

三番目、西区がく・ふく連携会議につきましては、西区の生徒が通われている特別支援学校等の先生方にお集まりをいただきまして、子どもさんの情報共有ですとか、あとそこでは載ってこない生徒の掘り起こしですとかというかたちで関係者の方で早い段階から子どもさんの情報を共有し、サービスの支援につなげるというための会議であります。いずれもこの三つは、昨年度立ちあげてこのように進めてきておりますが、昨年度はそれぞれ会議が別々にといたしますか、それぞれ事業所ごとの切り口、ケースの切り口で、それぞれで開催していました。今年度からはそれぞれを有機的にもう少し連携させようということで、相談支援事業所会議でケース検討から課題を抽出するのですが、次に開かれる事業所別連絡会議に関するケースを取り上げて、それを受けて事業所別連絡会議を開くということで、ケース検討からとそれを踏まえたサービス事業所の方々の意見から区の課題を抽出し、その課題について、区で解決できる分については区内での周知を図り、市全体の課題におきましては区自立支援協議会の報告会の方で課題として報告をしているというかたちで進めています。

今後の計画におきましても、下半期も同様に、今ほど話しました会議を引き続き開いていく予定です。会議を通してみなさんお会いするので、事業所ごとに顔が見える関係作りとケースを通じた課題の抽出、解決方法の検討を進めていきたいと思っております。以上になります。

(広岡委員)

はい、ありがとうございました。

それでは最後に西蒲区お願いいたします。

(西蒲区健康福祉課障がい福祉係長)

西蒲区健康福祉課障がい福祉係の織田島です。どうぞよろしく申し上げます。

区の特徴的の取り組み成果としましては、上から順に説明します。西蒲区がく・ふく連携会議を年4回計画し、区の自立支援協議会と同日に実施しております。西蒲区在住の児童生徒の進路希望の状況や、通所施設の空き情報など、参加している6校の特別支援学校と、西蒲区内の福祉施設と意見交換を行っています。進路が話題になりがちなのですが、卒業生ばかりでなく気になる在校児童生徒への早期支援、早期介入についても連携した取り組みが図れるように今年度はアンケートで学校側と福祉側の取り組みについて話し合い、検討しているところです。次に障がい福祉サービス説明会です。こちらは夏休み前に西蒲区在住の児童生徒が通っている特別支援学校及び区内の特別支援学級を対象に行いました。行政からは、在学中に利用できる障がい福祉サービスの説明を行いました。基幹相談支援センター西の相談員からは余暇支援について、今までの相談事例を交えて、福祉サービス以外の地域の活動、これは地域の野球の団体のことや、体を動かすワークショップなどの紹介をしてもらい、参加した方々に改めて地域の活動、資源について情報提供が行う事ができました。つづいて区のケース会議です。事業所種別ごとに提出された処遇困難ケースについて、ホワイトボードでみんなで共有しながら集まった多職種で事例を深め支援の方策を検討しています。事例から見えてきた地域で共通する課題については意見を整理して区の協議会に提案するよう、また連携を強化できるよう取り組んでいるところです。その

ほか4月1日から施行されました障がいがある人もない人も共に生きるまちづくり条例の説明会を区の協議会に併せて開催しました。自立支援協議会の委員だけでなく委員が所属する施設の方にも案内し、委員以外からも多数参加があり周知することができました。また西蒲区では前年度同様、引き続き自立支援協議会の委員に障がい当事者の方をお迎えしてご意見をいただいております。今後ものがく・ふく連携会議、西蒲区のケース会議を開催しながら地域課題を整理し、把握し、区の自立支援協議会でご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございました。

以上で8区終わりました、後半の4区につきまして、皆さんの方から聞きたいこと、ご意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか？

各区本当に特色があるいろんな取り組みをやっておられて、またそこだけじゃなくていろんな連携等を含めてやっておられると思うのですが、ここの区についてお聞きしたいとか、もうちょっと詳しく話してもらいたいということがありましたら、どうぞ手を挙げてお願いいたします。

(大森委員)

東新潟特別支援学校の大森と申します。秋葉区の地域課題の検討のところでしたでしょうか。痰吸引がある人のショート利用可能施設のことの検討について進めていくところについて質問させて下さい。

当校、大変、重心の生徒や医療的ケアを抱えた生徒たちも多いという事情もありまして、今回痰吸引の方々のショート等のサービス利用の実態、それから受け入れ施設の調査を進めていくことで、それらのことは秋葉区内のことなのか、それとももうちょっと地域を広げて新潟市全体での調査を進めていかれる見通しなのか、またその調査結果をまとめたものをお知らせいただけるような見通し等があるのかといったところを、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

(広岡会長)

はい、秋葉区、お願いします。

(秋葉区健康福祉課障がい福祉係長)

秋葉区です。いまほどのような質問ですが、とりあえずは、区内の現状の把握を行いたいと思っております。先ほども報告させていただきましたが、これから相談支援事業所と、区内の施設の状況調査をしまして、それを、先ほど組織図にありました各区の自立支援協議会報告会に諮らせて頂き、場合によっては検討ということで、その上にあります運営事務局会議の方にあげていきたいと考えております。まずは、現状の把握というところから始めさせていただきますので、今年度でまとまるのか、来年度までかかるのかというのは未定でございます。

(広岡会長)

大森委員よろしいでしょうか？

(大森委員)

ありがとうございました。

(広岡会長)

はい、他に全体に言い忘れた、聞き忘れたことがありましたら、前の方の東区でも北区でも結構です。全体の中から。はい。

(坂井委員)

はい、中央区の坂井です。よろしく申し上げます。南区さんが6件の課題抽出の中に私どもも相談事業者なんですが相談事業所の拡充を求めているということを言われていましたけれども、実際、実態として少ないと感じているのでしょうか、それと充足率とかそういった部分で困っているという課題があるのでしょうか？ちょっと教えていただきたいです。

(広岡会長)

はい。南区さん申し上げます。

(南区健康福祉課障がい福祉係長)

はい、南区です。南区内では相談事業所が一か所です。それで相談員さんが抱える件数がかかりの件数になっていて、南区だけではまかないきれないです。他の区の事業所にもお世話にはなっており、相談員がもっと、もっと増えて行かないと事業所の方がかなり厳しいということで取り組んでいます。

(坂井委員)

実際、南区だけの問題ではないとずっと思っていて、全区での問題なんじゃないのかなと。その部分はある程度できていない。その部分は例えば進捗率も含めてですけれども決して充実した計画が作れているわけではないという事が実態としてあるわけなので、この部分はですね、申し訳ないけど毎年やっているんですけども、その部分の相談事業のあり方というものはきちんとやっぱり自立支援協議会で叩いていかないと。ずっと止まっているんですね。実際、自立支援協議会でやっぱり地域課題を出すところなんだけれどもサービス計画の精査をしていくとかなり厳しい状況があるってことも分かっているわけなので、その部分は毎年ではありますけどまた課題にしていきたいと思います。ここで充実していかないと支援員は不足するは、支援員は倒れていくは、そういうような状況でやっ行くというのは、ともすると、いろんなところがなくなっていくんじゃないかなという心配があります。現実には足りていない気はするんですけど、他の方はどうでしょうか？

(広岡会長)

はい、事務局の方、今の方の坂井委員の意見についていかがでしょうか？

(障がい福祉課介護給付係長)

はい、今ほどの坂井委員からいただいたご意見についてですが、障がい福祉サービスにサービス等利

用計画が必要となったことで、相談件数が増えたり、計画相談の相談員が抱える件数が増えているところはたしかにおっしゃる通りの事実でございます。相談件数が一人が抱える部分について多いというところの課題もお話はいただいて、私どもその現状について承知はしているところですが、今後に向けて課題というところは認識しておりますので検討させていただきたいと考えております。

(坂井委員)

はい、是非、検討をお願いします。

(広岡会長)

はい、坂井委員のおっしゃった通り南区だけのことではないと思いますし、今までずっと棚上げになっていたような課題だと思いますので、今後も自立支援協議会でも揉んでいきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

はい、他に。坂詰委員。

(坂詰委員)

南区の坂詰です。今、坂井委員がおっしゃられた、各区と事業所がなかなかその一人の支援相談員が抱える担当される方がすごく多くて、南区でも秋葉区でもその高齢化に対してはワーキンググループのお話がありましたけども、我々は協議会の中で介護支援事業所、要は介護保険のケアマネジャーが担えないかという話があって、お話聞いてみたら年に1回だけ県の主催で研修を受けると、介護保険のケアマネジャーの事業所でも支援計画を立てることができるというふうな話を聞いたことがあります。これ県の単位でその研修会があるものなので、なかなかその回数が増えて市内の介護保険のケアマネジャーってすごくいっぱいいるので、そういう方々がそういう研修会を受ける機会が多くなれば、少しでもそれが緩和できないかなと思うんですが、政令指定都市なのでそういう風な配慮ができればいいなと思ったので、そこをちょっと一歩進んで検討していただきたいなというのが一点目。

もうひとつは痰吸引の施設の話が秋葉区からお話があったんですが、市町村の中で私は所属が病院なので、難病の方のレスパイト入院を月に1回対応しているんですけども、医療施設を考えるとそれこそほんとに小児科が常勤医でいると、我々の病院も児童のところができるというふうな話はしてたんですが、なかなか西新潟中央病院からご相談があったりだとか、あってなかなか市内だけでなく県全体でかなりそういうところが少ないというのがあるので、もしだったら施設というところに医療施設もひっくるめての調査とかが行われて、どういうところが対応できて、どういうところができないとかっていうのが、資料として提示されると当事者の方やまたその保護者の方が選択する上で非常に貴重な資料になるんじゃないかなと思うので、そういうところも、協議会として調査していただけると非常にいいんじゃないかなと思います。2点目は意見でした。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。1点目の県の研修会に出て、それを受けてケアマネ等々でもできるのかどうかというのは、事務局いかがでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係)

今ほどの介護保険事業所の居宅介護支援事業所を指すのかと思いますけれども、介護保険事業所からの計画相談の参入というのは確かにいい案だなというふうには考えています。ただ指定の基準、障がい福祉の方の指定の基準と介護保険の方の指定の基準という部分を今一度整理をしまして、お声がけしたいというふうには考えております。また、県の研修のお話ですけれども、相談支援専門員になるためには一定の実務経験をもたれた方が、この県が開催する県の相談支援従事者初任者研修というのを受けないと相談支援専門員になれないということになっています。県の研修の方も、実は新潟県で毎年100人くらいずつ養成をするんですが、新潟市の方から今年は60人位申し込みを出しております。ただ、県内の中でも全県でバランス良く受講生を決定するということで、申し込みをしても必ず受講ができるという状況には実はなっていないんですね。そこが一つ課題ということで、県の障害福祉課に研修の人数を増やしてほしい、受け入れの人数を増やしてほしいという意見は申し伝えているところです。県の方の課題認識としては、研修を受けたとしてもその方が必ずしも新潟市の方で相談支援に従事していないじゃないかというところを指摘されているところですので、そのあたり受講と相談事業に従事する部分について、そこらへんの仕組みについても介護給付係の方で検討しなければいけないと考えています。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。はい、よろしいでしょうか。2番目痰吸引の方のご意見に際しましても、医療施設も含めてというところがちょっと重視していただければと思います。

久住委員、どうぞ。

(久住委員)

痰吸引の必要な方のショートステイの受け入れ施設調査のお話がありましたので、ちょっと情報提供だけさせていただきたいと思います。難病の患者さんの支援ということではALSの患者さんなどの痰の吸引ということで介護者の在宅での負担も大きいものですからレスパイト入院ということでかなり力を入れているところがあります。それで、県としましては、福祉面の相談支援を私どもの難病相談支援センターで対応をする、また、医療面の相談支援につきましては、新潟大学の神経内科の中に新潟難病医療ネットワークを設置し、そこで専門のコーディネーターの方をお一人置いて、入院等の調整作業をやっているところでございます。その新潟難病医療ネットワークで今年度、病院のソーシャルワーカーさんとか保健所さんとかを集めまして研修会を実施した上で、レスパイト入院を取り扱っている病院さんはどんなところがありますか？というアンケート調査を実施をしているところですので、これは医療面ですし難病患者という限定になるのでちょっと障がいという意味での対応になるかどうかわかりませんが、今、坂詰委員から医療面も含めた調査をされたらどうか、というご発言があったのでそういうことであれば情報はそこにご照会いただければどこの病院がこういうかたちでやっているということの情報はとれるんじゃないかと思いましたので、情報提供というかたちでお話しました。

(広岡会長)

貴重な情報をありがとうございます。

あと何かつけたしとか、ありませんか？

時間もだいぶ押し詰まってきましたのでここで各区自立支援協議会の取り組みについて、成果については締めさせてさせていただきます。

つづきまして（４）になります。運営事務局からの会議報告を事務局の方からお願いいたします。事務局よろしく申し上げます。

議事（４）運営事務局会議報告

（西蒲区健康福祉課障がい福祉係長）

平成28年度運営事務局会議の委員をしています西蒲区健康福祉課の織田島です。運営事務局会議の議事内容について報告させていただきます。

まずは資料3をご覧ください。始めに7月11日に行った第1回会議の報告です。6月10日に開催した区自立支援協議会報告会の報告内容の確認の他、平成27年度に運営事務局会議で検討した課題の整理、及び成果の確認を行いました。

続いて9月27日に行った第2回会議の報告です。9月16日に開催した区自立支援協議会報告会の報告、及び要望事項について協議を行いました。移動支援の実態調査の実施等についてですが、現行制度の見直しに向けて協議を行いました。方針の整理を行い、改めて協議の場を設けることとなりましたので詳細については後ほど報告します。

次に障がい児を持つひとり親世帯への支援策についてです。現在、障がい児が利用できる障がい福祉サービスとしては、児童発達支援や放課後等デイサービスがありますが、事業所ごとにサービスの提供の条件が異なるため、具体的には学校休業日の放課後等デイサービスは多くが9時開所となっている、特に就労をするひとり親世帯は学校が休みの日に利用したい場合、出勤前に送迎を行うことが困難で地域生活の維持が難しいという現状があることから、障がい児とその家族が安心して地域生活を維持できるよう、利用しやすい障がい児通所及び障がい福祉サービスの制度の見直しを国や県に働きかけて欲しいという要望です。この要望について運営事務局会議では、この課題は障がい児をもつ一人親に限った課題ではないのではないのでしょうか。またそもそも障がい福祉サービスの目的とは何か、親の就労支援のためのサービスになっていないだろうか。開所時間を延ばすことは本当に本人支援になるのだろうか、といった意見を始め、そもそも障がい福祉サービス自体、主旨や目的、また本人支援の観点も併せて十分な分析や協議を行わなければ国、県への要望はできないのではないかという意見なども出されたところでした。

次に地域活動支援センター等利用者への相談支援体制についてです。地域活動支援センターは日中の居場所を求めている方を始め、就労準備が整っていないことから障がい福祉サービスによる就労サービスの利用まで至っていない方などから幅広く利用されている施設です。現在、地域活動センターのみを利用する場合は計画相談の対象外となっています。そのため例えば生活面での抱えている利用者など相談支援のニーズや必要性が高い方がいた場合でも相談支援事業者などの第三者的な相談者の介入がないため、地域活動支援センターが利用者支援を丸抱えせざるをえない実態があることから、地域活動支援

センター利用者に対する相談支援体制について検討してほしいという要望です。運営事務局会議では制度的に計画相談支援導入の選択肢がないことから、基幹相談支援センターや区自立支援協議会、保健師等の活用について協議しました。まず、区協議会は会議をベースとした組織の為、常時の相談窓口にはなりにくく、また保健師については、現在地活は地域活動支援センターがある区で利用証を発行していて、本人の居住区では利用先を把握していないことから保健師の活用は現実的ではないとの意見がありました。また基幹相談支援センターではすべての利用者について相談受付窓口として利用者を丸抱えするには現状業務との両立が困難な点が挙げられました。一方で、例えば西蒲区自立支援協議会では全地活事業者が協議会議員の中に入っていて比較的相談しやすい関係性が築かれているといった報告もありました。これらの意見も踏まえて、地域によって社会資源の量等に違いがあり、全市一律の制度化は困難と言えますが、基幹相談支援センターでは個々のケースへの相談には応じていますし、区協議会のケース会議では利用者への支援方法をさまざまなサービス事業者の意見を聞きながら検討することが可能ですので、既存の事業やサービスを活用し、対応してもらいたいという結論に至っています。

次に新潟市における地域生活支援拠点整備の方針について。次の緊急の基準と緊急対応と併せていずれも次の議事で説明します。

次に10月13日に行った第3回の会議の報告です。移動支援については要件の見直し案について協議しました。移動支援は社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加の為の外出の支援を行うサービスです。現在、対象者が視覚障がい者（手帳1、2級）、全身性障がい者で肢体不自由が1級でかつ両上身及び両下肢のいずれにも障がい認められる方、療育手帳を有する知的障がい者、精神障がい者保健福祉手帳等を有する精神障がい者となっています。このうち身体障がい者については四肢すべてに麻痺がある場合のみ移動支援の利用対象となることが条件として厳しいのではないかとこの要望が挙げられたことから、対象者要件やひと月辺りの支給量の見直しについて協議しました。まずは様々な利用者を公平に見た上での基準づくりが必要という意見が出されたことから、市ケースワーカー会議等を活用し見直し案の素案を作成し、再度、運営事務局会議で協議することとしました。運営事務局会議の報告は以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。

それではただいまの運営事務局会議の報告についてなにかご意見ある方挙手お願いします。

はいお願いいたします。

(柴野委員)

ハローワーク新潟の柴野と申します。第2回の中央区から出た障がい児を持つ一人親支援策についてのご検討された内容のなかで、結論としてはどういう風に結論づけられたのかというのが今一つ分からなかったのと、例えば親の支援とこども未来課との連携というのも考えれるところではあるんですけども、その辺のところは協議されたのかどうか、ちょっと伺いたいと思ひまして質問しました。

(広岡会長)

はい、事務局お願いします。

(障がい福祉係介護給付係長)

はい、ただいま柴野委員のご質問についてお答えいたします。

中央区の方から出されました障がい児を持つ一人親世帯の支援策についてというところになるんですが、こども未来課への協議というところはまだの状況です。現在障がい福祉課で挙がってきたところの協議だけを運営事務局会議にあげて課題について意見をいただいていたところなので、まだこうだということまでは至ってない状況です。この協議の次の結論といたしましては、障がい福祉サービスの提供というところでどのような支援につながるかということについても内容が大きい話になりましたのでどういう状況について支援が必要なんだろう、分析も必要なんじゃないかという意見が出ていたところなのでまだ最終的な結論には至ってない状況です。

(広岡会長)

はい、いかがでしょうか？

(柴野委員)

承知しました。

(広岡会長)

よろしいですか？他にご意見、ご質問ございますでしょうか？

はい、それでは運営事務局会議の報告は終わらせていただきます。

議事（５）地域生活支援拠点整備について

(広岡会長)

議事（５）地域生活支援拠点整備について。こちらの方を事務局の方から説明お願いいたします。

(障がい福祉課介護給付係長)

はい、障がい福祉課介護給付係の山田と申します。

それでは議事の（５）地域生活支援拠点整備についてご説明させていただきます。お手元の資料４をご覧ください。申し訳ございません、説明に入る前に資料の所に１ヶ所訂正がございますので、訂正お願いしたいと思います。資料４の地域生活支援拠点について二分割の上のスライドのところの二番目の四角の上から三行目（平成 28 年厚労省告示 395 号）となっているところなんです、申し訳ございません、平成 18 年に訂正をお願いいたします。

始めに地域生活支援の拠点の整備に至った経緯についてご説明いたします。障がい福祉分野においては入所施設や精神科病院等からの地域移行や地域で暮らす障がい者の高齢化、重度化またいわゆる「親なき後」の地域生活の継続などが重要な課題として挙げられています。現在地域には障がいがある方を支えるための様々な社会資源が存在していますが、障がいがある方の地域生活を支えるという観点でみ

ると、これらの社会資源同士の結びつきが必ずしも十分ではなく、効率的・効果的な支援体制とはなっていないのではないか、ということや重症心身障がい者や強度行動障がいなど、支援が難しい障がいのある方への対応が十分ではないのではないか、といった現況をふまえて、障がいのある方が安心して地域生活を継続できるよう、様々な支援を切れ目なく、効果的に提供し、障がい者の地域生活を支援する体制として「地域生活支援拠点」を整備していくことが求められています。厚生労働省において「障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」において、平成 29 年度末までに各市町村に少なくとも地域生活支援拠点一つを整備することとしており、これに基づきまして新潟市においても第 4 期新潟市障がい福祉計画において平成 29 年度末までに少なくとも 1 つの拠点整備を目指すとしているところでございます。

下のスライドをご覧くださいと思います。この地域生活支援拠点構想については、厚生労働省において、平成 25 年に「障がい者の地域生活の推進に関する検討会」の場で協議されており、障がいのある方が地域生活を継続させるために何が必要か、関係団体からのヒアリングを通じて、ニーズを整理しました。このニーズについては「地域での暮らしの安心感」「親元からの自立支援」「施設・病院からの地域移行の推進」「医療ケア、行動障がい支援等の専門的な対応を必要とする者への支援」「医療との連携等地域資源の活用」、「夜間も利用可能なサービス緊急対応体制」「障がい特性に応じた施設整備」の 7 点となっております。

資料の裏面をご覧くださいと思います。

このニーズから、国は地域生活の支援拠点から求められる必要な機能について 5 つを分類いたしました。「地域の移行等に関する相談を行う相談機能」「将来の居住支援という観点から、グループホームなどの体験の機会や場を提供する機能」「ショートステイの利便性向上などを含めた、緊急の受入れ機能」「医療的ケアや強度行動障がい等といった専門性を有する支援を行う人材育成の機能」「様々な支援を提供する地域の体制づくりを行う機能」この 5 つの機能について、国は、どのように組み合わせるか、どの機能を充実・強化するか、更にほかに付加する機能はないかなど、地域においてどのような体制を構築するかを検討することを求めています。

次にカラー刷りの A 4 横の資料をご覧くださいと思います。

国においては地域生活支援拠点の整備手法について 2 種類を挙げているところでございます。居住支援のための機能を地域に整備していく手法として、これらの機能を集約して整備をする「多機能拠点型」及び地域において機能を分担して担う「面的整備型」の 2 種類がございます。多機能拠点型については、グループホームに機能を集約し、グループホームの事業所に相談や短期入所を併設し、グループホームの体験の利用を行ったり、相談対応や緊急時には短期入所で受入れる機能を担わせる併設型や、グループホームに機能を集約させず、体験 GH や相談・緊急時における機能を担わせる単独型という分類がございます。面的整備型については、グループホームや基幹相談支援センターや相談事業所、短期入所事業所、居宅介護事業所など様々なサービスを提供する既存の事業所を連携させることより拠点の機能を整備するという方法です。緊急時の対応の流れとしては、一晩、急に短期入所が必要になった場合に相談機能を有する相談支援事業所に連絡をすると、自宅の近くの短期入所事業所をコーディネートしてくれる、というイメージとなります。各事業所間のネットワークによるサービス提供を行う状況です。また厚生労働省からは、どの機関を拠点とするのか、どのような機能を拠点に担わせるのかなどについて

は協議会の場において検討することを留意点に挙げられているところです。ここまでが厚生労働省が示す地域生活支援拠点整備についての内容でございます。

ここからにつきましては新潟市の拠点整備の検討状況について簡単にご説明させていただきます。地域生活支援拠点整備の協議におきまして今年度の第2回、第3回に行いました運営事務局会議の場でも協議を行っております。これまでも各区の協議会から地域課題を整理し国が示す留意事項等や、全市町村に拠点を整備する為、全国9つの自治体で実施された「整備推進モデル事業」での事例を参考に協議をしております。

また拠点整備に関する国からの整備や事業にかかる特別な財政的措置がないというところももう一点特徴的ではございます。いろいろな点を総合的に考えたところで、本市において多くのサービス事業所が存在している一方で、様々な障がいに対して総合的に支援することが必要であること、あと先ほど説明いたしました5つの機能を分担して担う「面的整備型」が現実であること、また機能の中でも、各協議会からのニーズが高い「緊急時」への支援について優先的に検討していくことを主な意見として挙げています。

また、今後の検討において配慮すべきこととして、市内に多くの事業所があるところですが地域によって資源の種類、数が異なるという特徴があることから「住む地域等によって受けられる支援に差が生じないような体制づくりであったり、新潟市全域としての体制作りというような部分を検討する必要があると考えております。

今後の協議の進め方としましては、運営事務局会議において、関係者を交えながら各区の実情を踏まえつつも全市的なバランス考えた体制づくりを考えていきたいと思っております。具体的な内容が今日ちょっとまだご説明ができない状況なんですけど、これからの協議を進めていまして平成29年度年度末までの整備を目指し議論を深めていくと共に改めてこの自立支援協議会の場の方で報告させていただきたいと考えています。地域生活支援拠点整備についての説明は以上となります。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。それでは地域生活支援拠点整備についてご質問、ご意見の方お願いいたします。

はい、坂井委員お願いします。

(坂井委員)

改めまして坂井です。この事業についてですけども、一年前に、この話題出てきていましたよね。それで一旦閉じてしまいましたよね。で、なぜまた運営事務局でやるんでしょうか。ワーキンググループを作らないんですか？そういうようなもうちょっと多面的にやらないといけないんじゃないかなというふうに僕は思っています。やはり大事なことはこの中に非常に難しいこといっぱい入ってるんですよ、三障がいみんな分かる人たちがいなければいけないとか。緊急に対応するとか。上越市がモデルでやっていますけれども、緊急に対応しているんですね、現実でそこで。突然夜中に電話がかかってきて迎えにいった、そういう利用者の人たちを抱え、そういったような状況を踏まえていうと、お金のことも踏まえてそうですけれども、新潟市にはコールセンターというのがあります。そういったものも、要は全部関わっていかねばいけないことのような気がするんですよ。いくつもあっても困るし、逆

にそういったのを含めてそういった人たちもあわさって検討をしていただけないのかなというふうに思っています。そうじゃないと、ただ、どこかに作ったっていうことになってしまうと、果たしてそれは十分もつんでしょうか、機能として。という非常に難しい課題だと思っているので29年までにやるっていつて誰か手を挙げてというようなことじゃなくってですね、ほんとに皆さん知恵をしぼってやっていただきたいなというふうに僕の方は意見として以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。事務局今の意見について事務局だけでなくワーキンググループを作っても真剣になって考えてはいかがでしょうか、っていう意見だと思うんですけど事務局の方いかがでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係長)

坂井委員の方から今ご意見寄せられたところです。今ご意見の中にありました相談機能体制ということでも24時間コールセンターという相談の部分であったり、あとは上越市さんの例をふまえて、緊急性の短期入所というところのお話をいただいたところです。

今、相談系の事業というところが新潟市で選択肢が多くなっているところがありますのでそういうところのご意見などをいただきながら地域生活支援拠点のまず大きな枠組みについて進めさせていただければと考えております。

(広岡会長)

はい、いかがでしょうか。よろしいですか。はい、他に非常にこういういろんなことが浮かび上がっている地域生活支援拠点の整備についてだと思えますけど、ご意見ご要望、他にございますでしょうか。

はい、相談支援事業の方から。

(貝沼相談員)

はい。地域生活支援拠点について西区から課題を挙げたということもあるんですが今のかたちをお聞きして事務局の方で整理をしていくという中でお示しいただいた回答の中に市全体のバランスあるいは体制を見ていきますという話でしたので、各区の自立支援協議会の中で今後西区、西蒲区についてはこの課題をどういう風に地域の特色を踏まえて進めて行ったらいいのだろうねということをして区の協議会の中の事務局としては常に話し合いが出るんです。全体の市の構想が見えない中でどこまで区の協議会がそういう話し合いを示していくのかということが見えない中です。それでもやっぱりやっていった方がいいよねと地域の体制を考えてみればこのテーマがとても大事なテーマだろうということで今後も協議していきたいねということが事務局の中で話し合われているんです。今後各区の自立支援協議会でどう整理していくのかというのが統一としてなにかしら示されるものなのではないでしょうか。

(広岡会長)

ありがとうございます。

当然のお伺いだと思うんですけど、各区自立支援協議会の方の在り方と言いますか、考え方等、事務局の方いかがでしょうか。

(障がい福祉課介護給付係長)

はい、ただ今のご意見についてですけど、西区さんであったり、西蒲区さんの方でも地域生活支援拠点の方、構想というところで協議していただいていることは伺っております。

新潟市全体としての枠組みというところが、ちょっと具体的なお示しができていない状況ではあるので、この中で短期入所等、相談を含めた緊急というところの枠組みだけは、きちんとお伝えしていかなければならないと思っているので、ちょっとそれについては、検討させていただいた上で、その後お伝えしたいと考えています。

(広岡会長)

はい、よろしいでしょうか。

これから、ということですね。他にご意見、ご要望ございませんか。

私の方から要望なんですけど、昨日、一昨日もこの地域生活拠点の研修会に行かせていただきました。その時も講師の方から話し合ったんですけど、平成 30 年 4 月からスタートするわけですが、30 年 3 月までに、29 年度ですがこちらの方に完璧な整備ができるかということ、そうではないと思います。本当にその時に出来上がりの絵を示して皆で情報等を共有できるようなことが大切だということを講師の方もおっしゃられていました。これから、1 年、1 年半かけて、その時の絵を描いて検討していくべきではないかと思います。一つお願いしたいのは、障がい分野だけではなくて、子ども、老人も本当に地域で皆で支え合う共生の実現がこの地域生活支援の拠点の整備も大事になると思いますので、そういった障がい分野だけでなく、老人、そして介護、そして子ども、全部含めた中で包括的に考えていくようなことが、必要不可欠かと思っておりますので、その辺を含めて提案させていただきますので、よろしく願い致します。考えていただければと思います。

私の方から以上です。

あと、皆様の方から…ちょうど時間となりましたので、あと一つ、二つ、ご意見、ご要望があればお伺いして終わらせていただきたいと思いますのですが、何か全体のことで結構です。何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(貝沼相談員)

すいません。一つだけ、相談支援の整備について、すいません、一つ確認をしたかったのですが、相談支援の整備についてということで、お話が坂井委員の方から上がったかと思うんですけど、そのことについては、協議していきますという返答が事務局からあったと。それは、事務局の運営会議で検討していくというお話なのか、あるいは協議会の組織図という相談支援連絡会を復活させるというお話のか、ちょっと、そこをどう、今後どのように協議していくという具体的なイメージをお示しいただけると、私、すっきりとして帰れます。

(広岡会長)

事務局お願い致します。

(障がい福祉課介護給付係長)

ただ今の件については、運営事務局会議の方を通じて課題ということで事務局である障がい福祉課の方で、改めて考えるということになっておりますので、障がい福祉課から運営事務局会議の方へ、また戻せるようにしたいと考えています。

(広岡会長)

よろしいでしょうか。障がい福祉課としてまた、戻して検討するということで。

あと、他にございませんでしょうか。はい、ちょっとだけ時間オーバーしましたがけれど、

ほんとにわたしも初めての議事進行で不慣れでございました。皆さん円滑な議事進行にご協力いただきましてほんとにありがとうございました。

それでは事務局の方にお返しいたします。よろしく申し上げます。